

○福井県後期高齢者医療広域連合債権管理条例施行規則

〔令和元年11月7日〕
〔規則第2号〕

（趣旨）

第1条 この規則は、福井県後期高齢者医療広域連合債権管理条例（令和元年福井県後期高齢者医療広域連合条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義等）

第2条 この規則に特別の定めがあるものを除き、この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

2 課等（福井県後期高齢者医療広域連合事務局組織規則（平成19年福井県後期高齢者医療広域連合規則第2号）第2条に規定する課をいう。）の長は、その所管に属する広域連合の債権について、広域連合の債権の区分に応じ、必要な措置を講じなければならない。

（台帳の整備）

第3条 条例第6条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 債権の名称
- (2) 債務者の住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名）
- (3) 債権の金額
- (4) 債権の発生原因（根拠法令等）、発生年月日、種類及び消滅時効の時効期間
- (5) 当初の履行期限及び督促の状況
- (6) 交渉経過等の債権の管理に係る経緯
- (7) 前各号に掲げるもののほか、広域連合長が必要と認める事項

（督促後の期間）

第4条 条例第8条の相当の期間は、1年とする。

（履行期限後の期間）

第5条 条例第11条の相当の期間は、1年とする。

（徴収停止後の期間）

第6条 条例第13条第1項第5号の相当の期間は、1年とする。

（補則）

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。